

## 交通誘導警備員の長時間移動にかかる費用の積算方法の試行

### 1 対象工事

「土木工事標準積算基準書」又は「港湾請負工事積算基準」を適用する全ての工事であって、交通誘導警備員の配置にあたり会社所在地から施工箇所までの移動が「片道移動時間が1時間を超える」又は「片道移動距離が30km（高速道路等を利用する場合は60km）程度を超える」工事

※ 会社所在地とは、交通誘導警備員を配置可能な警備業者の施工箇所最寄りの本店、支店、又は営業所をいう。

※ 会社所在地と施工箇所間に交通誘導警備員の自宅等があり、自宅等から施工箇所まで直接移動する場合についても「片道移動時間が1時間を超える」又は「片道移動距離が30km（高速道路等を利用する場合は60km）程度を超える」場合は、長時間移動にかかる費用を設計計上できることとする。

### 2 積算方法

(1) 片道1時間を超過した移動時間に、1時間当たりの時間外割増した労務単価を乗じて、1日当たりの交通誘導警備員の移動にかかる費用を算出する。

(2) 交通誘導警備員の移動にかかる費用は、共通仮設費及び現場管理費の対象外とする。

### 3 協議方法

(1) 受注者は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき「移動時間及び移動距離が分かる資料」及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して、確認を請求するものとする。対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としない。

(2) 「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の徴収対象となる警備業者は、契約予定の警備業者より施工箇所に近い全ての警備業者（営業所等含む）とする。

(3) 監督職員は、対象となる全ての警備業者から「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が徴収されていることを確認すること。

### 4 特記仕様書への記載例

以下の内容を特記仕様書に記載すること。

#### 第 条 交通誘導警備員の配置

交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

※ 実施設計時に特記仕様書に記載が無い場合であっても、受注者との協議により設計変更の対象とすることができることとする。

附 則（令和3年9月30日高技管第204号技術管理課長通知）

令和3年10月1日以降に受注者より事前協議があった工事に適用する。

附 則（令和5年6月23日高技管第98号技術管理課長通知）

この通知は、令和5年6月23日から施行し、同日以後に受注者から協議があった工事から適用する。